

畜産第 2723 号
令和 8 年（2026 年）3 月 25 日

獣医師及び家畜人工授精師 各位

北海道農政部生産振興局畜産振興課長

家畜人工授精師及び獣医師における精液等証明書・授精等証明書
作成業務の適正な実施について

家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する業務は、家畜の改良増殖に極めて大きな影響をもたらすため、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号。以下「法」という。）により、高度な技術と知識を有する家畜人工授精師又は獣医師（以下「家畜人工授精師等」という。）に限定して認められています。

家畜人工授精師等は、法に基づき、授精証明書をはじめとした各種証明書の発行や帳簿等の記載・記録・保管などの業務を適切に実施する責務があり、各種証明書は、家畜の登録などにおける重要な確認資料として利用されています。

このような中、道内の家畜登録事業を行う一般社団法人北海道酪農畜産協会より、和牛の子牛登記などに関し、生産者が申請時に提出する各種証明書において、必要事項の記載漏れや誤記などの不備が多く、遅延が発生していることを聞いており、このようなことが常態化することは、生産者の計画的な家畜の出荷等に影響を及ぼすことが懸念されます。また、誤った内容又は記載されるべき内容が記載されていないものについては、その効力を有しないものと考えられます。

つきましては、各種証明書類の発行に際しては、法の規定に基づき、適切に業務を実施されるよう、よろしく申し上げます。

なお、各種証明書について、様式が改変されていることがあるため、農林水産省のホームページよりダウンロードするなど、定められた様式を使用するよう併せて周知願います。

- 家畜改良増殖法施行規則の様式一覧（ワード又はエクセル）：農林水産省
(<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/220908.html>)

連絡先： 肉牛振興係
TEL : 011-204-5439

FAX : 011-232-1064